



小規模企業共済制度の 平成29年度付加共済金の支給率について (概要)

平成29年3月14日

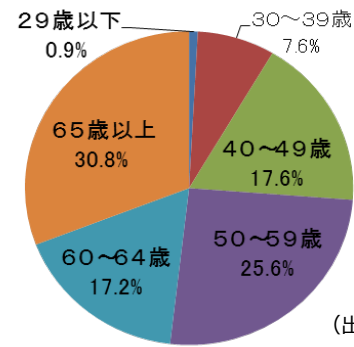
中小企業庁

1. 小規模企業共済制度の概要

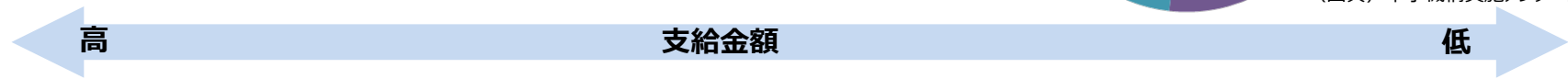
- 小規模企業の個人事業主や会社の役員が、廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う共済制度。運営主体は、(独)中小企業基盤整備機構。
- 現行制度では、個人事業の廃止、会社等解散など廃業に至る場合について、A共済事由として最も手厚い共済金を支給。また、B共済事由として老齢給付の仕組みを設けている。

- 加入資格：小規模企業の個人事業者、会社役員
- 制度開始：昭和40年12月
- 在籍者数：128.3万人(平成28年3月末)
- 資産総額：8兆7,669億円(平成27年度末)
- 月額掛金：1千円～7万円(在籍者平均：4.0万円)
- 共済金等総支給額：5,250億円(平成27年度)
(共済金平均支給額：1,079万円)

<共済契約者の年齢構成>



(出典) 中小機構実施アンケート



	A 共済事由 受取金額は、掛金を概ね1.5%で複利計算した元利合計額に相当。	B 共済事由 受取金額は、掛金を概ね1.0%で複利計算した元利合計額に相当。	準共済事由 受取金額は、掛金納付年数が18.5年までは掛金合計額、それ以降は共済金Bの91%相当額。	解約事由 受取金額は、掛金総額の80%～120%で、20年未満の解約の場合、掛金総額を下回る。
個人事業者 (共同経営者を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人事業の廃止 (注) 複数の事業を営んでいる場合は、すべての事業を廃止したことが条件となる。 ● 死亡 	<ul style="list-style-type: none"> ● 老齢給付 (65歳以上で180か月以上の掛金を納付) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人成りし、その会社の役員に就任しない場合 ● 法人成りし、その会社の役員に就任した場合(役員たる小規模企業者となったときを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月以上の掛金の滞納、共済金等の不正受給 ● 任意解約 ● 法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった場合
会社等役員	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社等の解散 	<ul style="list-style-type: none"> ● 老齢給付 (65歳以上で180か月以上の掛金を納付) ● 会社等役員の65歳以上による退任 ● 会社等役員の死亡、疾病、負傷による退任 	<ul style="list-style-type: none"> ● 会社等役員の退任 (死亡、疾病、65歳以上、負傷、解散を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 12月以上の掛金の滞納、共済金等の不正受給 ● 任意解約

2. 小規模企業共済の付加共済金の概要

- 共済金の額は、予定利率に対応した固定額の「基本共済金」と、実際の運用収入等に応じて支給される「付加共済金」の合計額として算定。
- 「付加共済金」は、運用収入等の状況に応じて毎年度定められる「支給率」を基に、基本共済金に上乘せされる。
- 「付加共済金」は、制度導入以降、支給実績はない。

共済金の支給イメージ

付加共済金
(毎年度計算)

基本共済金
(固定額※)

※掛金納付月数及び共済事由に応じ政令で定める金額により計算。

付加共済金の支給率を決定するための計算方法

(1) 「支給率の基準となる率」の算定

$$\text{支給率の基準となる率} = \frac{\text{①付加共済金原資}}{\text{②仮定共済金等の発生見込み総額}}$$

① (分子) 付加共済金原資 (施行規則第10条の2第1項)

直近実績（運用資産においては平成29年1月末実績）に基づいて、運用収入・掛金等収入、共済金等の支払いに充てる額及び責任準備金に積み増す額を推計して得た、平成29年度末の剰余金見込み額。

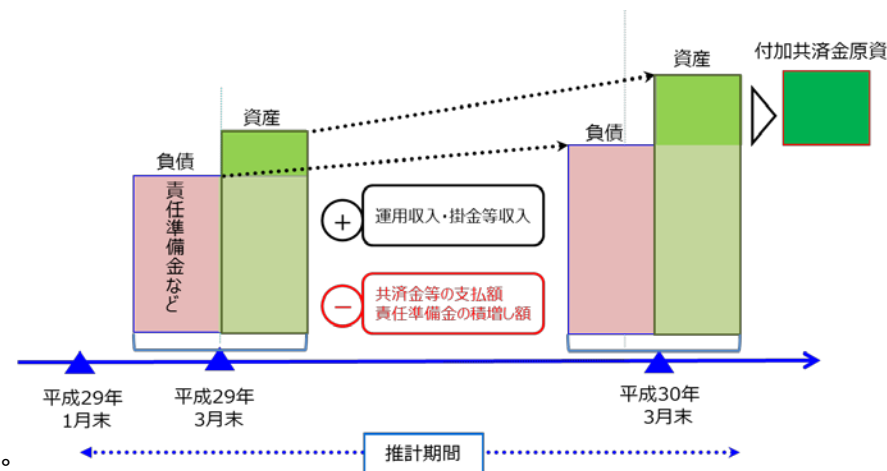
② (分母) 仮定共済金等の発生見込み総額 (施行規則第10条の2第2項)

平成29年度の仮定共済金額及び仮定解約手当金額に、脱退事由別の将来発生割合を乗じて得た金額の合計額。

仮定共済金及び仮定解約手当金額：すべての共済契約者が基準月※において脱退したと仮定した場合、それぞれの事由が生じたものとみなして支払われる共済金及び解約手当金の額。

※ 基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍の月数」となる各月。

付加共済金原資の計算イメージ



(2) 「支給率」の決定

上記(1)で算定した率を基準としつつ、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、支給率を決定する。

3. 平成29年度の支給率の算定

(1) 「支給率の基準となる率」の算定

①「付加共済金原資」(分子)を算定すると1,119億円となる。

(算定方法)

(イ 当該年度の運用収入・掛金等収入) - (ロ 当該年度の共済金等の支払に充てる額) - (ハ 当該年度末以降の共済金等の支払に充てるため、当該年度の前年度末の責任準備金に積み増す額) + (ニ 当該年度の前年度の年度末の剰余金)により算出。

付加共済金原資額の算定

付加共済金原資の算定過程		金額内訳	推計方法
イ 平成29年度の運用収入・掛金等収入	7,268億円	掛金等収入(①+④)	6,365億円 在籍者数から推計。新規加入者数は、27年度実績を元に算出。その他(掛金未納者の解約手当金等の時効経過による繰入等)9億円を含む。
		運用収入(②)	903億円 債券のクーポン、生命保険資産等による収入。
		信託運用損益(⑦)	0億円 運用リスクは「(2)『支給率』の決定」で考慮することとし、この段階では0(据え置き)と仮定する。
ロ 平成29年度の共済金等の支払に充てる額	7,316億円	共済金等(⑤+⑨)	6,987億円 脱退率から脱退者数を推計し、そこから共済金及び解約手当金の額を算定。その他53億円を含む。
		分割共済金(⑥)	329億円 脱退者のうち一定割合が分割支給を選択するものとして推計して算定。
ハ 平成28年度末の責任準備金に積み増す額	▲112億円	責任準備金繰入(増加)(⑧)	0億円 加入期間が長い共済契約者が多く脱退する見込みとされているため、責任準備金が減少することとなった。
		責任準備金戻入(減少)(③)	112億円
ニ 平成28年度末の剰余金	1,055億円		
イ-ロ-ハ+ニ			
= 平成29年度末の剰余金(付加共済金原資額)		1,119億円	

小規模企業共済の財政収支の予測

(金額単位: 億円)

区分	平成28年度見込	平成29年度見込
1. 収益	8,028	7,379
掛金等収入	6,062	6,355 ^①
運用収入等	1,956	903 ^②
責任準備金戻入	0	112 ^③
その他	10	9 ^④
2. 費用	6,948	7,316
共済金等	5,395	6,934 ^⑤
分割共済金	331	329 ^⑥
信託運用損	0	0 ^⑦
責任準備金繰入	1,159	0 ^⑧
その他	63	53 ^⑨
3. 当期利益・損失 (= 1. - 2.)	1,080	64
4. 資産	90,633	90,673
5. 負債	89,578	89,554
基本額に係る責任準備金	86,809	86,677
分割責任準備金	1,704	1,724
その他	1,065	1,153
6. 剰余金・欠損金 (= 4. - 5.)	1,055	1,119
7. 運用利回り	2.21%	1.01%
国内債券(簿価)	1.41%	1.31%
短期資産	0.01%	0.01%
融資経理貸付金	1.00%	1.00%
信託資産	5.98%	0.00%
生命保険資産	1.11%	1.11%

※1 運用有価証券信託に係る担保預り金は資産・負債に同額計上していることから、共に控除している。

※2 端数処理の都合上、各勘定科目の合計値が一致しないことがある。

(1) 「支給率の基準となる率」の算定 (つづき)

②「仮定共済金等の発生見込総額」※ (分母) を算定すると7兆7,671億円となる。

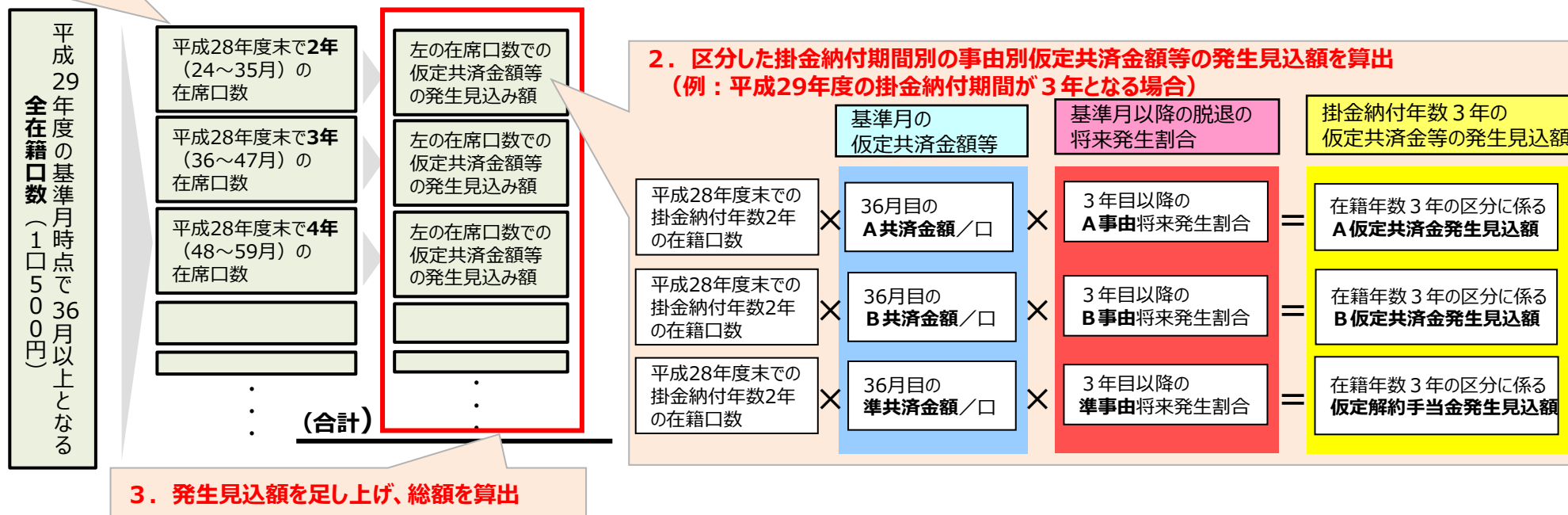
※平成29年度の基準月*時点で、すべての共済契約者が脱退したと仮定した場合に支給すべき共済金及び解約手当金の額に、事由毎 (A共済、B共済及び準共済) の発生割合を乗じて算定した金額の総額。(*基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍の月数」となる各月。)

算出方法 (施行規則第10条の2)

1. 平成29年度の基準月時点で、掛金納付期間が36月以上の全在籍口数 (1口500円) を1年毎のグループに区分。
2. 掛金納付期間別の事由別仮定共済金額等の発生見込額を算出。
3. 2. 掛金納付期間別の事由別仮定共済金額等の発生見込額を足し上げ、総額を算出する。

1. 1年毎の掛金納付期間別に区分

算出の流れ (イメージ図)



「小規模企業共済法施行規則」
(支給率)
第十條の二

2 法第九條第五項の当該年度において基準月を有することとなる掛金区分に係る仮定共済金額又は仮定解約手当金額の合計額として経済産業省令で定めるところにより算定した金額は、当該年度において基準月を有することとなる全ての掛金区分について、当該基準月における掛金納付月数に応じた仮定共済金額に当該掛金区分に係る法第九條第一項 各号に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額と、当該基準月における掛金納付月数に応じた仮定解約手当金額に当該掛金区分に係る法第七條第四項各号 (同項第一号に掲げる事由のうち当該共済契約者が同号の会社の役員になつたものを除く。) に掲げる事由が生ずることが見込まれる割合を乗じて得た金額との合計額とする。

(1) 「支給率の基準となる率」の算定 (つづき)

以上①、②から、③「支給額の基準となる率」を算定すると0.01441となる。

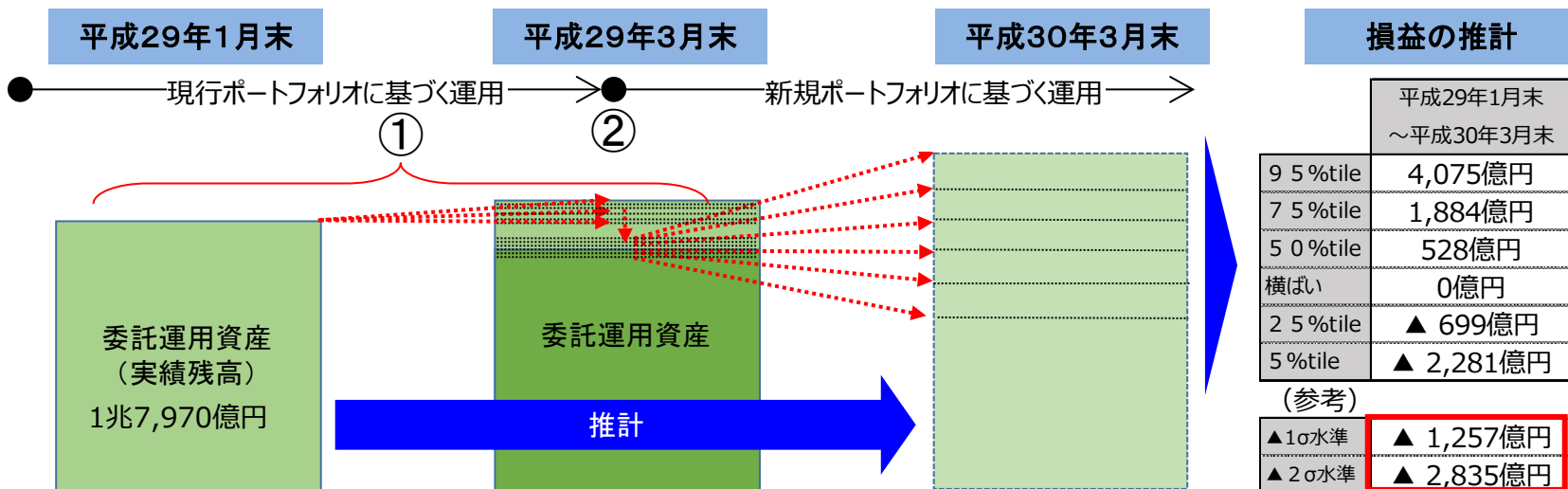
$$\begin{aligned} \text{(支給額の基準となる率)} &= \frac{\text{①付加共済金原資額}}{\text{②仮定共済金等の発生見込み総額}} \\ &= \frac{1,119\text{億円}}{7兆7,671\text{億円}} \\ &= 0.01441 \end{aligned}$$

(2) 「支給率」の決定

(1)で算定した率を基準としつつ、「当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して」付加共済金の支給率を決定する。

委託運用資産時価総額の変動幅をモンテカルロ・シミュレーション※等を用いて推計。

※モンテカルロ・シミュレーション：前提条件（期待収益率・標準偏差・相関係数）に従ってランダムに発生させた値をもとに、数多くのシミュレーションを行うことで、理論的には予測が難しい事象でも近似解を導き出す手法。（今回は10万回のシミュレーションを実施。）



「%tile」：モンテカルロ・シミュレーションにより得られた計測値の分布を小さい数字から大きい数字に並び替え、パーセント表示したもの。25%tileであれば、計測値が100個の場合、下から25番目に位置する。

「σ（シグマ）」：確率変数が正規分布に従うと仮定した場合、データのばらつき度合いを表す数値

①【新ポートフォリオの資産比率への調整額の計算】

1月末の委託運用資産額・自家運用資産額を元に、3月末時点で新ポートフォリオの構成比に配分しなおすための資産調整額を計算。

②【平成29年1月末～平成30年3月末】の委託運用資産を、以下の要領で推計する。

<平成29年1月末～3月末>

- ・委託運用資産計算元本・・・1月末の委託運用資産（資産調整実施前）
- ・計算方法・・・委託運用各資産の期待収益率・標準偏差・相関係数（現行ポートフォリオ）を使って、モンテカルロ・シミュレーションにより、委託運用資産全体の変動額を計算。
- ・計算期間・・・2ヶ月

<平成29年4月～平成30年3月末>

- ・計算元本・・・手前2ヶ月のシミュレーションで発生させた各パスに、①で計算した資産調整額を減じた金額。
- ・計算方法・・・委託運用各資産の期待収益率・標準偏差・相関係数（新ポートフォリオ）を使って、モンテカルロ・シミュレーションにより、委託運用資産全体の変動額を計算。
- ・計算期間・・・12ヶ月

(参考) 正規分布における事象の発生確率

水準	水準以下に含まれる確率 (発生頻度)
▲1σ	15.87% (6年に1度程度)
▲2σ	2.28% (40年に1度程度)
▲3σ	0.14% (700年に1度程度)

(2) 「支給率」の決定 (まとめ)

付加共済金の支給率 (案)

- 運用リスクを▲ 1σ水準で見込むこととした場合でも、付加共済金原資は発生しない。

(剰余金1,119億円) - (1,257億円) = ▲138億円
の欠損金が発生する見込み。

- 類似の制度である中小企業退職金共済では、付加退職金の支給率算定時に、運用リスク▲ 2σを見込んで付加退職金原資を算定し、支給を行っている。
- これらを踏まえ、平成29年度の支給率は「0」とするのが適切ではないか。

※ 今後の支給率算定にあたっての留意点

付加共済金原資の推計にあたり、運用リスクをどの程度見込むかについては、他の制度も参考にしつつ検討を進めるべきではないか。

中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会共済小委員会委員名簿

浅野 幸弘	横浜国立大学 名誉教授
荒牧 知子	荒牧公認会計士事務所 公認会計士
安藤 章夫	日本生命保険相互会社団体年金部 上席専門部長
伊藤 麻美	日本電鍍工業株式会社 代表取締役
稻見 弘佳	独立行政法人勤労者退職金共済機構 監事
小野 正昭	株式会社みずほ年金研究所 研究理事 公益社団法人日本アクチュアリー会 副理事長
加々美博久	加々美法律事務所 弁護士
柏木 京子	有限会社オフィス柏木 代表取締役神奈川県商工会女性部連合会 会長
鹿住 倫世	専修大学商学部 教授
河原 光雄	株式会社東京商工リサーチ 代表取締役社長
黒川みどり	株式会社ラ・ヴェール 代表取締役
堤 香苗	株式会社キャリア・マム 代表取締役
寺岡 則子	寺岡経営労務管理事務所 特定社会保険労務士
長慶 和雄	株式会社三菱東京UFJ銀行 法人業務部総括グループ次長
平川 茂	税理士法人平川会計パートナーズ 税理士
深澤 勝	町田商工会議所 会頭
藤沢 久美	株式会社ソフィアバンク 代表
◎山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科 教授

以上18名

(敬称略、五十音順)

◎ 委員長